㈣［渡り廊下（１）］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約０㎡
延べ面積　約０㎡
㈦［渡り廊下（２）］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約０㎡
延べ面積　約０㎡
㈧［渡り廊下（３）］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約０㎡
延べ面積　約０㎡
㈨［駐輪場］
取りこわし一式
構造　鉄骨造
平屋建て
建築面積　約31㎡
延べ面積　約31㎡

イ　工作物
取りこわし一式
冷却塔、受水槽⑴⑵⑶、防火水槽⑴⑵⑶⑷、オイルタンク置場、現像液槽、ＲＩ貯留槽、運動浴排水槽、中和槽、門扉、囲障、擁壁、ポンプ小屋⑴⑵⑶、深井戸⑴⑵⑶、看板・標識、設備基礎等

ウ　外構
取りこわし一式
舗装（縁石とも）、砂利敷き、屋外排水設備等

エ　造園
既存樹木の伐採伐根等

オ　設備
取りこわし一式
電気設備、機械設備、昇降機設備等

２）　解体後更地化する工事

ア　工作物
囲障新設一式

イ　外構
整地一式
敷地面積　39,859㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和５年３月24日まで

⑹　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本工事において、独立行政法人労働者健康安全機構会計規程「低入札価格の調査に関する達（平成16年４月１日達第37号令和元年10月21日達第２号改正）」に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合は、監理技術者とは別に同一の資格（工事経験を除く）を有する技術者を配置すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

⑵　厚生労働省から平成31・32年度有資格者名簿［建設工事］のうち関東甲信越地域における建築一式工事の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省から一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　厚生労働省の建設工事に係る平成31・32年度一般競争参加資格の認定の際に提出した経営事項審査結果通知書の写しに記載された建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の建築一式工事の総合評点が次の点数以上であること。）。

①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者の場合　1,200点

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員の場合　1,050点

⑷　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成17年４月１日以降に、特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㈠又は㈡いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㈢又は㈣いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。㈠から㈣いずれの場合も、建物用途は問わない。

㈠　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造物を全て除却する部分の床面積が、10,000㎡以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：主要構造部を全て除却し、基礎の解体を含む建築物の解体（基礎の解体を含む）工事

㈡　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、10,000㎡以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））

㈢　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造物を全て除却する部分の床面積が、5,000㎡以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：主要構造部を全て除却し、基礎の解体を含む建築物の解体（基礎の解体を含む）工事

㈣　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の新築又は増築工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、延べ面積が、5,000㎡以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：建築一式（躯体、内装、外装の全てを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））
ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。異工種建設工事共同企業体の場合は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　平成17年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記㈠又は㈡いずれかの要件を満たす工事の施工の経験を有すること。建物用途及び従事役職は問わない。

㈠　Ａ～Ｃのすべてを満たす建築物の解体工事
Ａ．規模：一棟の建築物で、主要構造物を全て除却する部分の床面積が、5,000㎡以上
Ｂ．構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
Ｃ．内容：主要構造部を全て除却し、基礎の解体を含む建築物の解体（基礎の解体を含む）工事